

## 通所介護・地域密着型通所介護・予防通所事業 変更届提出書類一覧(事業所の移転)

### ■届出について

- 移転先建物の着工前に必ず、当課との事前協議を完了してください。事前協議については、「通所介護・地域密着型通所介護・予防通所事業の事前協議」のページに掲載している「事前協議の手引き」をご覧ください。
- 届出は変更日から10日以内となっておりますが、指定基準確認のため、できる限り事前に届け出てください。
- 届出方法は原則として電子申請となります。電子申請届出システムから申請してください。
- 変更前又は変更後に、現地確認をさせていただきます。

### ■電子申請届出システム利用時の留意事項

- 通所介護と地域密着型通所介護、予防通所事業はそれぞれ届出画面が異なります。届出先選択の「1. サービス分類選択」にて、通所介護分は「居宅施設」、地域密着型通所介護分は「地域密着型」、予防通所事業分は「総合事業」を選択して入力してください。
- 書類作成担当者の連絡先が事業所(施設)の連絡先と異なる場合は、届出情報確認画面の「備考」の欄に書類作成担当者の氏名及び連絡先を記載してください。
- 付表情報入力画面において、「変更前の内容(添付ファイル等)」の欄には今回変更が生じる前の内容を、「変更後の内容(添付ファイル等)」の欄には、今回変更が生じた内容を必ず入力してください(入力が無い場合は、出力される変更届出書の変更前・変更後の欄が空欄となってしまいます)。
- 添付ファイルのアップロード欄が不足する場合は、「予備1」及び「予備2」の欄を使用してください。なおもアップロード欄が不足する場合は、「平面図2～5(予備)」などの空いた欄を使用してください。

### ◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出・添付書類の提出が必要となります。

提出書類	留意点
*通所介護の場合 <input type="checkbox"/> 変更届出書(別紙様式第一号(五)) ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項(付表第一号(六)) ※1 ※2 <input type="checkbox"/> 添付書類 ※3  *地域密着型通所介護の場合 <input type="checkbox"/> 変更届出書(別紙様式第二号(四)) ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項(付表第二号(三)) ※1 ※2 <input type="checkbox"/> 添付書類 ※3  *予防通所事業の指定を受けている場合は、(地域密着型)通所介護とは別に届出が必要です。 <input type="checkbox"/> 変更届出書(別紙様式第三号(一)) ※1 <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項(付表第三号(二)) ※1 ※2 <input type="checkbox"/> 添付書類((地域密着型)通所介護で提出する場合は省略可) ※3  ※1:電子申請届出システムに直接入力してください。 また、やむを得ず紙書類での提出となる場合は、これらの書類も提出してください。	※2:変更のない項目についても、省略せずに入力してください。  ※3:変更する事項により必要な添付書類が異なりますので、下表から確認してください。

変更する事項	添付書類	留意点
事業所の移転	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設変更届出書(様式第一号(六))※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 平面図(各部屋の用途、面積、ナースコールを明示)※2 <input type="checkbox"/> 設備・備品等一覧表 ※3 <input type="checkbox"/> 土地の登記に関する全部事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 建物の登記に関する全部事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 建築確認申請書類の写し ※4 <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による検査済証の写し ※4 <input type="checkbox"/> 建築基準法による用途変更手続きが完了した旨の書類の写し(新築以外の場合) ※4 <input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始(変更)届出書の写し ※5 <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証の写し ※6 <input type="checkbox"/> 消防設備図面(誘導灯、消火器等、消防設備に関するもの) <input type="checkbox"/> 食品営業許可証(届出書)の写し ※7  *変更届は事前協議後の手続きとなります。 *変更内容により上記以外にも添付書類が必要になることがあります。 *事前協議後に協議内容が変更となる場合、再度、協議の手続きが必要になる場合がありますので事前にご連絡ください。	※1:老人デイサービスセンターの場合は必要。  ※2:当該事業に使用する箇所(食堂、機能訓練室、静養室、浴室等)のレイアウト及び設備基準における面積等の規定を満たしていることがわかるように、数値を記載してください。  ※3:通所介護は(居宅 標準様式4)、地域密着型通所介護は(地域 標準様式4)、予防通所事業は(総合 標準様式3)を使用してください。  ※4:本市の建築部局へ申請等を行った場合は必要。  ※5:所轄の消防署へ届出等を行った場合は必要。  ※6:所轄消防署において設置すべき設備が必要とされた場合は必要。  ※7:保健所との事前協議において申請又は届出等が必要とされた場合は必要。

\*その他の変更事項につきましては、当課のホームページをご確認ください。

【枚方市ホームページ URL】

<https://www.city.hirakata.osaka.jp>

ページ番号検索

2602

表示

\*地域密着型通所介護は「2963」